

とう 闘 華

発行:ユニオン東京合同
 発行人:佐藤陽治
 東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301
 TEL&FAX 03-3262-4440
 メール info@union-tg.org
 ブログ <http://blog.union-tg.org/>
 ホームページ <http://www.union-tg.org/>
 郵便振替 00110-8-120661

日本ブリタニカ最終準備書面5月30日提出！カタニカ分会闘争報告

組合は中労委に最終準備書面(1)を4月8日に、同(2)を5月30日に提出した。被申立人の日本ブリタニカも5月30日に提出し、6月2日付で組合に中労委から送られてきた。

あとは双方の準備書面を中労委渡辺章委員がどう判断するかだ。都労委もそうであったが、中労委の審問も会社側に偏った公正さを欠いたものであった。労働者の権利を擁護すべき機関が、組合の、説得力があると我々が考えている準備書面を渡辺委員はどう読むのか?いずれにしても予断を許さない状況にあることは確かである。

組合は最陳を(1)と(2)の2つに分けて作成した。今回紹介する最終準備書面(1)は、渡辺公益委員の公平さ、中立性を欠いた審査指揮を徹底的に糾弾する内容となっている。次号で紹介する予定の最終準備書面(2)では、団交、労働委員会の問題となった点について、都労委命令の「認定事項」を項目ごとに徹底的に批判する内容になっている。

最終準備書面(1)

中労委では、審問は1回だけ。午前中組合立証、午後会社側立証で終了とし、これ1回だけ。理由は地労委と違って中労委は全国の事件が集まるため、地方から出てくるのは大変なので期日は1回だけとし、できるだけ陳述書を充実させるというもの。しかし、ここでは審問でのやりとりなどが軽視され、極めて事務处理的になり、公益委員への権力集中という結果になっている。

このような現状の中で、ブリタニカ闘争で審問が3回も開かれたのは特筆に値する。とはいえ、これは渡辺委員の被申立人日本ブリタニカに偏っ

た審問指揮を組合が見逃さず追及したことと、渡辺委員自らが、2001年3月28日の事業閉鎖の本社通告を受けたという、日本ブリタニカの奥井社長とシカゴ本社との電話会議で、どのような内容が話し合われたのかに関心を示してしまったことにある。(これは極めて自然で正しいことだが)しかし、奥井社長の拒絶に会い、あっさりとする証人出頭要請を引っ込め、組合の強制権限行使要請を強権的に却下して奥井証人実現の芽を摘み取ったのだ。それで3回の審問は成果とも言えない結果になった。

第1回審問

2007年6月19日に第1回審問が開かれた。組合は中労委の要請に則り3人の証言者と、それぞれに対する質問予定者を予め決め、事前報告していた。その内三角特別執行委員(当時)は、証言者と質問者を兼ねていた。事前通知で分っていたはずの渡辺委員は、どういうわけか審問開始してからその件について会社側の承認を求めた。会社側は不承知と回答し、ここに審問がスムーズに進まない状態となった。組合は事前報告してあること、公益委員が会社側に承認を求める必要は無いと抗議する中で、渡辺委員は審査委員の専権を振りかざし、「組合が態度を変えない限り審問を中断する」として一方的に退席してしまった。40分間空白が生まれるという事態になった。

午後から再開された審問で渡辺委員は、組合側に早口で質問を矢継ぎ早に行った。回答はイエスカノーかの回答を迫るものであった。渡辺委員の質問は申立人が、誤りがあるして再審査申立をしている都労委命令の認定事項の言葉そのものであ

り、公益委員としてすべき質問ではない、会社側に偏ったやり方であった。組合は第1回審問の、渡辺委員の審査指揮を糾弾する文書を、2007年7月25日に提出した。

第2回審問

2007年11月20日に第2回審問が開かれた。組合は、同年9月13日に「奥井社長証人に対する強制権限発動せよ」との要求書を提出していた。渡辺委員自身も2001年3月28日の奥井社長とシカゴ本社役員との電話会議の内容に関心を持っていることを明らかにし、日本ブリタニカに対して奥井社長の証人出頭と、陳述書提出を「要請」したことを明らかにした。組合は労働者側委員から「職権で要請した」と報告を受けていた。しかし組合には何の結果通知も無く、事務局に問い合わせることで初めて会社側が証人出頭も陳述書提出も拒否する文書回答をしたことを知ったのである。組合は中労委に対し、会社側の文書回答の公開を要求したが、渡辺委員は公開を拒否した。自ら関心を持ち、例え「要請」であっても、要請したことの事実に対して「会社の防御権」さえ口にして会社をかばったのである。

第3回審問

第3回審問は2008年3月4日に開かれた。この

審問は、前回審問で渡辺委員が、組合の労組法に基づく奥井社長の強制喚問を要求することを正式に認め、提出期限2007年12月12日を示し、組合が手続きを正式に進めた結果開かれたものである。

組合の証人等出頭命令申立書を会社側に示し、会社側は組合の申立書を見て回答することとし、会社側の回答提出を待って中労委が判断を下す予定の審問であった。中労委から会社側回答の連絡も無く、組合は事務局に問い合わせることで、会社側が年明けの1月17日づけて回答したことを知った。組合の提出文書を会社側に示し、それに基づく会社側回答であれば、組合はそれに対する反論があるのは当然である。事前に会社側回答の内容を知らされずに審問が開かれることは、組合は反論も出来ないことから、中労委に対して会社側回答の開示を要求したが、渡辺委員は却下した。

会社側の回答内容も知らされずに開かれた審問の冒頭で渡辺委員は、組合の強制権限発動要求を強権的に却下し、一方的に結審を宣言した。

中労委は、証人または物件の強制権限発動命令について、地方労働委員会の決定をことごとく全て却下している。労組法改悪の中で、唯一労働者側が使えるというこの手段を、中労委はどうしても認めたくないのである。中労委の変質が見事に表れた審問であった。

第38回 日本ブリタニカ6月4日団交開催！ブリタニカ分会闘争報告

6月4日、品川区西五反田のゆうポートの貸会議室で第38回団交が開かれた。会社側出席者は相変わらず粟津交渉員1人と書記の2名だった。この元経理部長粟津は、あの支持率最低路線をひた走る福田首相にこのところメッキリ似てきた。組合からはいつもの通り3役が出席した。

この団交に組合は2つのテーマをもって臨んだ。第1は、団交で録音テープを回すと粟津交渉員は一切答えず沈黙することを、どう打ち破るかである。第10回までの団交では「緊張するから、自由闊達に話せない」という言い訳を受けて「当面は」と譲歩して録音をとらなかつた。都労委ではこの譲歩がいかに甘かったかを思い知らされた苦い経験を踏まえ、2005年10

月の第24回団交からテープ録音を開始したのである。以来2年半、16回の団交で粟津交渉員の「一切回答しない」という実質団交拒否が続いている。言い訳の内容は相変わらず同じである。

このため組合は前回団交と、それに続く文書要求で、テープが回っていても緊張しない対策として、「会社側の争議解決案」を次回第38回団交の冒頭に文書回答するよう要求したのである。団交の冒頭、組合は文書回答の提示を要求した。しかし、会社側は文書を用意した形跡もなく、回答する、しないも無く、全て「テープを切ったら話します」で押し通した。これまでと全く同じ対応に終始した実質団交拒否を貫いたのである。

第2の目的は、日本ブリタニカで佐藤組合員と同様に働いていた労働者のO氏が、日本ブリタニカ全員解雇後も引き続きブリタニカ・ジャパンで、日本ブリタニカ当時と同じ仕事をしていたのだが、第10回団交までは、栗津交渉員の回答によると6ヶ月更新のパートという身分とのことだった。それが今年4月25日の社前情宣時に会社受付電話の案内表示がこれまでと変わっており、O氏がひとつの部署の代表者として名前と内線番号が表示されていたのを受けて、O氏の現在の身分を聞き出すことであった。当初は、栗津交渉員は何を聞いても回答しない状況から、聞き出すのは危ぶまれたが、「正社員である」ことをペロリと明らかにした。日本ブリタニカから1日も間を置くことなくブリタニカ・ジャパンで働いていて、正社員として働いていることが明らかになったことは重要なことである。

ブリタニカ・ジャパンで働いている労働者が多くなっていることは社前情宣でも実際的に確かめられてい

る。最新のブリタニカ・ジャパンのホームページを見ると業務内容が著しく拡大している。佐藤組合員一人を雇用できないことはないのである。

ス労自主支援 2008年夏物販売にご協力を!

8名の不当解雇撤回!

いつも元気なス労自主の夏季物販売争へのご支援、よろしくお願ひします。

この夏は、8名の不当解雇撤回争を軸に、国鉄争の一層の発展・強化を我が闘いとして、全力で闘い抜く決意です。

特製メロンも順調に育っています。三里塚のピーナッツもなかなか好評です。交流センターの仲間ひとりひとりの支援に、ス労自主は、応えざる労働組合であり続けます。

スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合

大阪府豊中市新千里東町1-2-8

モバイル石油内

TEL&FAX 06-6873-3865

ユニオン東京合同の労働委員会争に中西代理人は欠くことのできない存在。中西さんの労働組合=ス労自主の物販にご協力を!!

育成会分会報告

全日本育成会法人は組合に対する不誠実態度を改めよ!

5月19日は都労働委員会調査と団交のダブルヘッダーであった。

労働委員会第3回調査が開かれた。

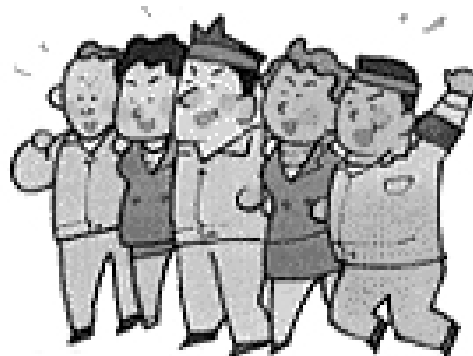
今回の調査のため組合は第10回、11回団交記録等新たに甲号証として7本を追加し、通算で50号までになっている。組合は調査の中で、法人が団交に不誠実であることを再度訴えた。法人側団交団とは「**団交要員を労務担当と呼ぶことにしたのだから、通常労務のことは知らない**」という発言がぬけぬけと出てくるようなお粗末な状況であることを労働委員会に突きつけ、また、具体的な話として「4月の給与辞令では昇給していない。これは間違いではないか。」という職場で出された疑問にも回答せず放置していることなど通常の運営がされてないことを明らかにした。

組合や労働者が求めているのは「**協定・協約=約束を守れ**」ということだ。1年に1回昇給することになっているのだから、給与辞令で昇給していないことは、理事会が自ら決めたことに違反しているのだ。法人は

労働委員会に対しても不誠実な態度を繰り返している。今後組合は証人申請を行い、審問に臨む。

第12回団交が行われた。

今回の団交では勝手に諸規定を読み変えるという暴挙に出てきた。給与規定では1年に1回昇給することになっており、今までそのようにしてきた。1度だけ昇給しない年があったがそれは職員に対してきちんと説明があり、職員も承知してのことだった。しかし、今回の法人は団交で**昇給のことも「4月に昇給させる」**



職場の団結でガンバロー

UTG 活動予定 & インフォメーション

とまでは書いていない。給与規程は「昇給させることができる」と書いてあるだけ」と読み変えてきている。理事会決議の内容もまったく何も知らない弁護士によって、実質的な就業規則の改悪がされ、それもその場の恣意的な判断で昇給にかかわることが決められて、たまるものか。このようなことが「団交要員」によって行われているのだ。「昇給しなくてもいい」なんて、なんの根拠もなく、議論もなく、なんの権限でそんなことが言えるのか。職場を混乱させる行為だ。それを放置して経営陣としてはずかしくないのか。混乱を生んでいるのは法人側だ。事態を早期に収拾させるのは法人側の責任だ。

労災申請に全力で取り組む！

K組合員は2月21日の職場での作業により、腰痛を発症、その後体調を崩し深刻な状況だ。3か月が経過し、6月初旬現在、職場への復帰はまだ遠い。組合としても非正規職員である状況から、生活の安定と治療に専念できるように、労災申請を検討してきたが、準備を本格化させている。



腰痛は誰にでも起こり得るものです

腰痛での労災申請は極めて難しいが、分会での取り組みとして「労災担当チーム」を作り、本人の証言も含めて職場状況調査、作業内容、時間、姿勢、環境などから、危険因子をあぶりだす作業と具体的な労災申請書類の準備を進める。専門的なこともあるので、微妙なことは関係者や専門家のアドバイスを受けながら進めている。

労災に対して悩んでいる人がいると思うが、一人で悩まず、全国に労働安全衛生センターがあるのでぜひ相談してほしい。

全国労働安全衛生センターホームページ

<http://www.jca.apc.org/joshrc/>

6月・7月のスケジュール

6月	13日	金	裁判員制度はいらない！6.13全国集会 とき 開場 / 17時半 開会 / 18時 ところ 日比谷公会堂(東京都千代田区) 参加費 1000円 主催 / 裁判員制度はいらない！大運動 (連絡先 tel.03-3348-5150)
	14日	土	9条改憲を許さない6.14フェスタ とき 午後1時開場～ ところ 日比谷小音楽堂 主催 同フェスタ実行委員会 (連絡先 tel.03-3356-9932)
	15日	日	「君が代」解雇は止めた！みんなで話そうこれ からを6.15のつどい とき 13:30～ ところ 新宿農協会館(渋谷区代々木 JR「新宿」 南口3分) 主催 河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇 させない会 (tel.042-571-2921)
	19日	木	育成会分会団交 全日本育成事務局会議室 17時半～
	21日	土	沖縄 - 本土をむすぶ労働者集会 とき 午後6時開場 ところ 杉並産業商工会館
	29日	日	洞爺湖サミット粉碎！ 6.29全国労働者総決起集会 とき 午後1時～、集会后デモ ところ 代々木公園 B地区 主催 集会実行委員会 (tel.043-222-7207)
7月	2日	水	全日本育成会第4回調査 東京都労働委員会 とき 午後4時～ ところ 東京都庁第一本庁舎 S - 34 階
	6日	日	洞爺湖サミット粉碎！7・6札幌現地闘争 とき 午後1時～ ところ 札幌市中央区民センター 主催 集会実行委員会 (tel.043-222-7207 よびかけ: 動労千葉)

編集後記

一年前に突然とび出したヘルニアの手術が、無事に終わった。これで思いっきり酒が飲める。えっ、お前は今までだって十二分に飲み過ぎだって！

“手術(オベ)終わる看護師の顔まぶしかり、とは。”(俊)

6月10日現在、私は腰が痛いのと精神的なショックで職場を「お休み」しています。「とにかく今は治療とリラックスすることに専念する」という医師のお言葉。しかし、闘いの渦中にある中でそれをどう両立するか、組合のもと、労災申請の最中、「経験の糧」にします。(爽)